

仙台市一般廃棄物処理基本計画 中間見直しの方向性について

1. 中間見直しの趣旨

令和3年3月に策定した本計画は、令和3年度から令和12年度までの計画期間における中間年度となる令和7年度に中間見直しを行うこととしている。

令和6年度一般廃棄物処理実態等調査及び中間評価の結果、国の第五次循環型社会形成推進基本計画策定等の本計画策定以降における社会情勢の変化を踏まえ、中間見直しの方向性について検討するもの。

2. 基本目標の一部見直しの検討について（1）

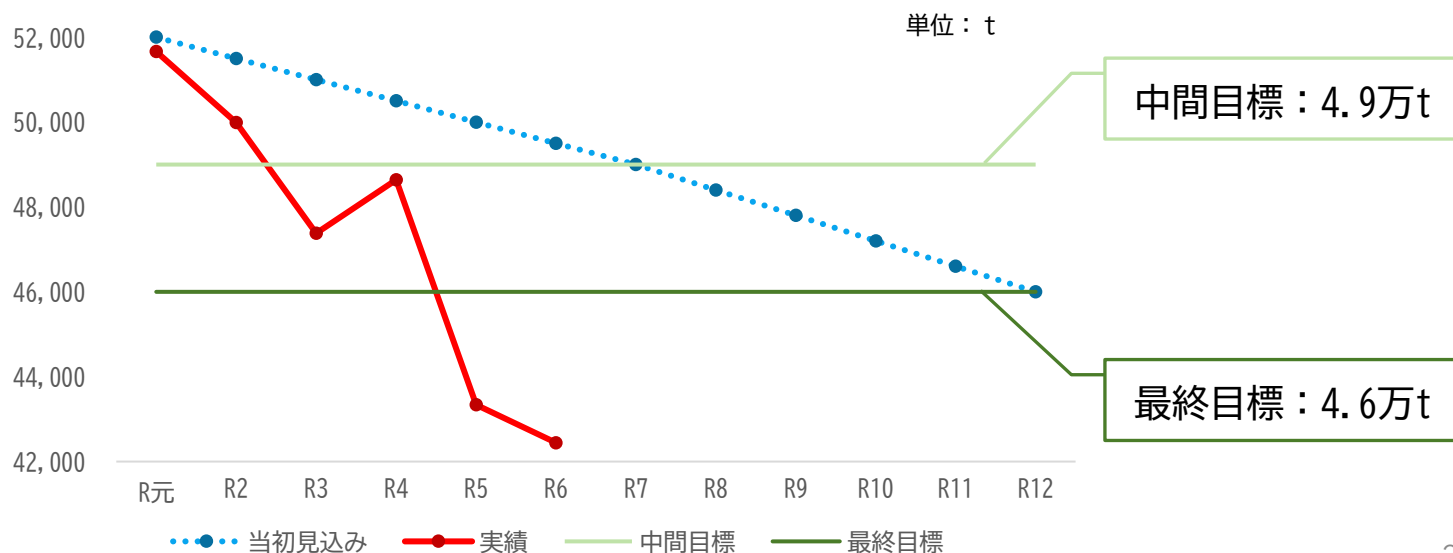
基本目標②最終処分量

令和6年度（速報値）において、最終目標を達成する見込みであることを踏まえた、最終目標値の見直しが考えられる。

<進捗状況及び中間評価>

基本目標	基準値 令和元年度	速報値 令和6年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度	評価
②最終処分量	5.2万トン	4.2万トン	4.9万トン	4.6万トン	○

<当初見込みと実績>



2. 基本目標の一部見直しの検討について（2）

基本目標④家庭ごみに占める資源物の割合

令和5年4月から全市展開した製品プラスチック一括回収に伴い、製品プラスチックを資源物として取り扱うこととした変更を最終目標値に反映することが考えられる。

<進捗状況及び中間評価>

基本目標	基準値 令和元年度	速報値 令和6年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度	評価
④家庭ごみに占める 資源物の割合	42.5%	45.5%	35%	30%	△

<参考：家庭ごみに占める製品プラスチックの割合の推移>

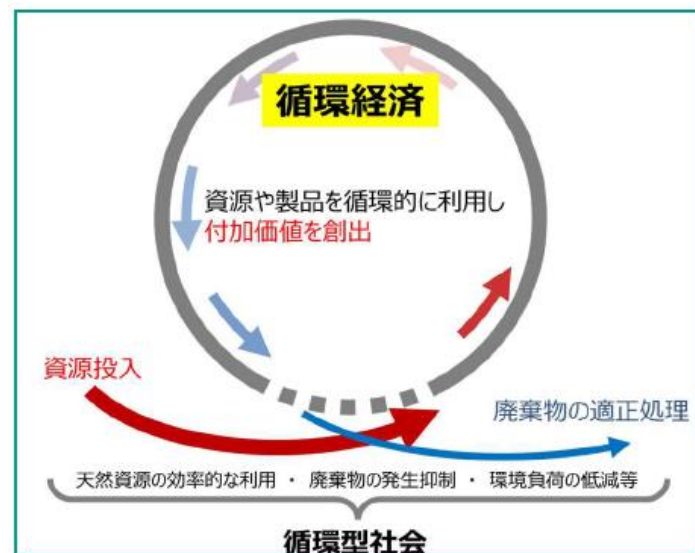
家庭ごみに占める 製品プラスチックの割合	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	3.2%	3.5%	3.4%	3.8%	2.3%	2.5%

3. 新たな視点の追加について

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー：CE）への移行を推進することが鍵。

循環経済への移行を
国家戦略として位置付け



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要」

本計画の中間見直しに当たっての検討事項

- これまでの3R推進に関する観点に加えて、市民・事業者・大学等と連携を図りながら、CEへの移行を見据えた新たな視点を追加

4. その他中間見直しに係る検討事項について

(1) 現計画策定(令和3年3月)以降の社会状況の変化を反映

- ・プラスチック資源循環促進法の施行（令和4年4月）
- ・国の「食品ロス削減基本方針」の変更（令和7年3月）
- ・国の「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」の策定（令和7年3月）

等の反映を検討

(2) 目標達成等に向けた取り組みの強化

中間評価の結果を踏まえ、特に家庭ごみに混入する資源物の分別徹底に向けた取り組みの強化を検討

5. 今後のスケジュール（案）について

